

## 令和4年4月 文書質問及び回答

1 質 問 者 春日隆司議員

2 質問事項 町民等の足の確保について

質問の内容・要旨	回答
<p>コロナの影響など取り巻く環境の変化によつて、住民の足であるハイヤーは、17時で営業が終了しています。</p> <p>このように町民の足がないため、町民、団体、企業等の行動や活動に影響を及ぼしています。人流の減少は、住民活動や地域経済などに派生していくものであり、町民等からも何らかの対応を求める声が多くなってきています。</p> <p>町民の足の確保と生業としている業種は、公共性の観点からもなくてはならないもので、残さなければならぬものであり、支援については、町民の理解を得られるものであると考えます。</p> <p>そこで、先の林産業の緊急支援と同様に経営と従業員の確保の支援を行い、住民の足を確保していただきたい。</p> <p>支援が出来ないとしたならば、このケースではなぜ支援できないか、その理由を明確に示していただきたい。</p> <p>勿論、既存事業者が実施することに対して、支援を行って行くべきですが、全国的な例として、NPOが住民ドライバーを登録し、講習を受け、安全運転を徹底し、都合のつく人がマイカーでかけつけるような事例もあります。</p> <p>町長自らの既成概念にとらわれない発想とリーダーシップを發揮し、明確な指示をしていただき、事業者の意向等を尊重しながら、行政の役割を果たす施策を講じていただきたい。</p>	<p>町では、平成24年10月から町営バスの再編と予約型乗合タクシーを導入し、交通空白地帯に居住する高齢者等の移動手段を確保しています。</p> <p>予約型乗合タクシーは、「自宅から目的地」や「目的地から目的地」まで、運行事業者の車両を使用した乗り合いによる運行で、定められた区域と運行時間内であれば、どなたでも利用可能な地域公共交通です。現状、平日及び土曜日は8時30分から19時まで、日曜日及び祝日は8時30分から16時30分まで運行し、移動手段の確保につなげているところです。</p> <p>民間事業者が実施していますハイヤー事業は、現状、金曜日及び土曜日は23時30分まで、その他の曜日は18時まで運行していまして、コロナ禍による利用者数の減少に伴い、令和3年の夏頃から金曜日及び土曜日以外は18時までの運行に変更している状況にあります。</p> <p>ご質問の「経営と従業員の確保に係る支援」につきましては、現状、予約型乗合タクシー事業に係る運行経費から利用料及び国庫補助金を差し引いた額を負担するとともに、車両購入費に対する支援を行っています。また、ハイヤー事業者による貨客混載の実証・事業化として実施しています「宅配等事業」において、地域おこし協力隊制度を活用し、担い手の確保につなげています。</p> <p>全国的には、ボランティア移動サービス（無償運送）に取り組んでいる事例も見受けられます、利用者が無償若しくは実費のみのボランティア移動サービスに流れてしまい、路線バスやハイヤー事業が成り立たなくなることが懸念されるため、このようなサービスに取り組む考えはありません。</p>